

就学に向けた教育相談窓口を設置

小学校への就学を安心して迎えましょう

市教育委員会では、保護者が抱える就学に対する不安を解消するため、就学に向けた相談窓口を設置。小学校や特別支援学校（以下「小学校等」）への就学を安心して迎えられるよう、不安を抱える保護者の相談に応えます。また、市内の小学校等には、「市ふれあい共育推進員」などを配置し、子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えています。

就学児教育相談とは

保護者が抱える「集団生活が苦手で学校生活が不安」「体にハンドicapがあるけど、学校でみんなと同じように生活ができるかな」などの不安を解消し、子どものために適切な教育環境を考えていく場が就学児教育相談です。

市教育委員会では、小学校等への就学や教育上のさまざまな悩みごとにについての相談に応えるため、相談窓口を設置しています。子どもたちが自信と意欲を持つ生き生きと学び、能力を伸ばし

ていくためには、どのような教育環境や教育内容・方法が必要かを保護者と一緒に考え、安心して就学を迎えられるよう取り組んでいます。

就学児の教育相談窓口を設置

市教育委員会では、次の就学児教育相談窓口を設置しています。直接、次の相談窓口でご相談いただくか、現在通っている保育園・幼稚園・認定こども園を通じてご相談ください。

- ◆ 教育相談室（まなび学園内）
△ 相談日：毎週火～金曜日
△ 受付時間：午前9時～午後4時
△ 電話番号：45-1311（内線33）
- ◆ 市教育委員会こども課（石鳥谷総合支所内）
△ 相談日：毎週月～金曜日
△ 受付時間：午前9時～午後5時
△ 電話番号：45-1311（内線342）
△ 電話番号：23-0260

子どもの成長のスピードは、一人一人異なるため、成長していく過程で、個人に合わせた環境が必要です。市内小学校では、子どもの成長に応じた環境を整えていきます。県が設置している特別支援学校も含め、個々に合わせた学びの場で教育を実施しています。

- ◆ 市教育委員会小中学校課（石鳥谷総合支所内）
△ 相談日：毎週月～金曜日
- ◆ 市教育委員会こども課（石鳥谷総合支所内）
△ 受付時間：午前9時～午後5時
△ 電話番号：45-1311（内線33）

子どもの成長のスピードは、一人一人異なるため、成長していく過程で、個人に合わせた環境を整えていきます。県が設置している特別支援学校も含め、個々に合わせた学びの場で教育を実施しています。

○市内小学校

市内の小学校には、子どもの障がいの程度などにより担任以外の支援を必要とする場合に「市ふれあい共育推進員」を配置し、学校生活をサポートしています。必要としている支援を可能な範囲で受けられる体制を整え、保護者が抱える不安の解消を目指しています。

学校見学や体験入学を行うと、その学校に入学しなければなりませんか？

学校見学や体験入学をしたからといって、入学を強要するものではありません

特別支援学校に入学すると、小中学校に籍を移すことはできなくなりますか？

お子さんの適応の状況などにより、将来のことを考え、柔軟に転学することができます

特別支援学校に入学すると、地域の友だちと学ぶ機会はないのですか？

「交流籍」を利用してことで、居住地の小学校が行う学校行事などへの参加が可能です
※「交流籍」とは、特別支援学校在籍の子どもが、居住地の小学校に副次的な籍を持ち、交流等を通じたつながりの維持・継続を図る制度です

導（※）も行っています。
※通級指導教室で週に1～8時間困りごとなどに合わせた個別の支援

*特別支援学級
8人が上限の少人数で編成された学級です。

一人一人の成長に配慮した支援計画を立て、基本的な生活習慣や生活力が身に付けられるよう、さまざまな工夫をした学習を実施

校があります。

基本的には幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じた教育を行っています。

加えて子どもたちの自立を促すために必要な教育を実施。1学級6人以内で編成し、一人一人の障がいの程度に合わせた支援計画により、きめ細やかな教育を受けることができます。

市内には、県が設置している「花巻清風支援学校」があります。

○特別支援学校

障がいのある子どもが就学する選択肢の一つとして、特別支援学

【問い合わせ】教育委員会こども課（☎45-1311内線342）

就学児教育相談Q & A

就学児教育相談はいつできますか？

お子さんが通園している保育園等や市教育委員会こども課で随时受け付けを行っています

学校見学は可能ですか？

見学を希望される場合は、市教育委員会こども課にご連絡ください。希望先の学校と見学日程を調整してご連絡いたします

学校見学や体験入学を行うと、その学校に入学しなければなりませんか？

学校見学や体験入学をしたからといって、入学を強要するものではありません

特別支援学校に入学すると、小中学校に籍を移すことはできなくなりますか？

お子さんの適応の状況などにより、将来のことを考え、柔軟に転学することができます

特別支援学校に入学すると、地域の友だちと学ぶ機会はないのですか？

「交流籍」を利用してことで、居住地の小学校が行う学校行事などへの参加が可能です
※「交流籍」とは、特別支援学校在籍の子どもが、居住地の小学校に副次的な籍を持ち、交流等を通じたつながりの維持・継続を図る制度です

